

大阪市告示第905号

令和8年大阪市告示第7238号（大阪市立鶴見緑地プールの臨時休館の承認）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線で付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。 [表 別紙2 挿入]	[同左] [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

[表 別紙 1]

施設名	年 月 日
大阪市立 鶴見緑地プール	令和 8 年 6 月 9 日（火）から <u>当面の間</u>

[表 別紙2]

施設名	年 月 日
大阪市立 鶴見緑地プール	令和8年6月9日（火）から <u>同月22日（月）</u> まで